

岩手県告示第487号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づく道路の占有を制限する区域の指定を次のとおり解除する。

令和6年9月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 道路の種類、路線名及び占有の制限を解除する区域

道路の種類	路線名	占有の制限を解除する区域
県道	大更八幡平線	八幡平市田頭地先（市道北切線交点）から田頭地先（県道渋民田頭線交点）まで
県道	野田山形線	九戸郡野田村大字野田地先（三陸北縦貫道路野田インターチェンジ）から野田地先（村道北区分内線交点）まで
県道	不動盛岡線	盛岡市永井地先（市道殿畑6号線交点）から永井地先（一般国道46号交点）まで
県道	二戸一戸線	二戸郡一戸町高善寺地先（県道二戸一戸線交点）から西法寺地先（町道根反線交点）まで
県道	渋民田頭線	八幡平市大更地先（市道山子沢線交点）から田頭地先（県道大更八幡平線交点）まで

2 制限を解除する占有物件

新たに地上に設ける電柱

3 占有の制限を解除する理由

災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための制限の必要がなくなったため。

4 占有の制限を解除する期日

令和6年10月1日

5 占有の制限を解除する区域を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

(1) 場所 岩手県県土整備部道路環境課

(2) 期間 令和6年9月27日から同年10月28日まで